



公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成21年3月30日

長野県知事 村井 仁

1 申請のあった年月日

平成21年3月13日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人長野サマライズ・センター

3 代表者の氏名

不破 泰

4 主たる事務所の所在地

塩尻市広丘吉田505番地8

5 定款に記載された目的

この法人は、IT機器やIT関連技術を有効に活用することで、障害者・高齢者を中心とする地域に住む人々の自立をサポートし、社会参加の促進を目指し、また、それに関わる人材を育成し、地域社会の発展と、誰にでも優しい街づくりに寄与することを目的とする。

生活文化課NPO活動推進室

公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成21年3月30日

長野県知事 村井 仁

1 入札に付する事項

(1) 調達をする役務

平成21年度県政世論調査・県民アンケート調査業務

(2) 役務の特質

入札説明書及び業務処理要領によります。

(3) 履行期間

契約締結日から平成21年6月26日まで

(4) 入札方法

価格の総額について行います。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）をもって落札価格としますので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当する者であることとします。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項又は財務規則（昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。）第120条第1項の規定により入札

に参加することができないとされた者でないこと。

(2) 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格（昭和59年長野県告示第60号）の別表の「その他の契約」の欄の等級区分がC以上に格付けされている者であること。

(3) 長野県総務部長から管理その他の委託及び物品購入等入札参加資格者に係る指名停止要領（平成11年4月1日付け11管第35号）に基づく指名停止を受けている期間中の者でないこと。

(4) 長野県内に本店又は営業所等を有する者であること。

(5) 過去に種類を同じくする業務を誠実に履行した実績を有する者であること。

3 入札説明書の交付場所、契約条項等を示す場所及び問い合わせ先

長野市大字南長野字幅下692-2

長野県総務部広報課

電話 026(235)7110

4 入札手続等

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時 平成21年4月9日(木) 午後2時

イ 場所 長野県庁 西庁舎入札室

(3) 郵便入札の可否

郵便による入札は、受け付けません。

(4) 入札者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、入札説明書に定める必要事項について説明した書類を、平成21年4月7日(火)午後5時までに3の場所に提出してください。この場合において、開札日の前日までに必要な証明書等の照会があったときは、入札に参加を希望する者の負担において説明してください。

(5) 入札保証金

政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(6) 契約保証金

政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(7) 入札の無効

規則第129条各号に該当する入札書は、無効とします。

(8) 契約書作成の要否

必要とします。

(9) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内に達した入札であって、最低の価格をもってした者を落札者として決定します。

5 その他

(1) 本件入札は、平成21年4月1日以降で当該予算の執行が可能となったときに、入札の効力が生じます。

(2) 詳細は、入札説明書によります。

広報課

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更認可の告示がありましたので、同法第66条の規定により、次のとおり公告します。

平成21年3月30日

長野県知事 村 井 仁

- 1 施行者の名称
長野県
- 2 都市計画事業の種類及び名称
豊科都市計画、穂高都市計画、三郷都市計画及び堀金都市計画
下水道事業
犀川安曇野流域下水道
- 3 事務所の所在地
安曇野建設事務所（安曇野市豊科4960-1）
- 4 事業地の所在
 - (1) 収用の部分
変更なし
 - (2) 使用の部分
変更なし

生活排水課

公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成21年3月30日

長野県知事 村 井 仁

- 1 入札に付する事項
 - (1) 調達する役務
長野県商圏調査業務
 - (2) 役務の特質
入札説明書によります。
 - (3) 履行期間
契約締結日から平成22年2月1日まで
 - (4) 入札方法
価格の総額について行います。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該加算した金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）をもって落札価格としますので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載してください。
- 2 入札に参加する者に必要な資格
次のいずれにも該当する者であることとします。
 - (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項又は財務規則（昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。）第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。
 - (2) 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格（昭和59年長野県告示第60号）の別表の「その他の契約」の欄の等級区分がB以上に格付けされている者であること。
 - (3) 長野県総務部長から管理その他の委託及び物品購入等入札参

加資格者に係る指名停止要領（平成11年4月1日付け11管第35号）に基づく指名停止を受けている期間中の者でないこと。

- (4) 長野県内に本社又は営業所を有する者であること。
 - (5) 過去5年以内に、同種の調査業務を誠実に履行した実績を有する者であること。
- 3 入札説明書の交付場所、契約条項等を示す場所及び問い合わせ先
長野市大字南長野字幅下692-2
長野県商工労働部産業政策課
電話 026 (235) 7191
 - 4 入札手続等
 - (1) 契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
 - (2) 入札及び開札の日時及び場所
ア 日時 平成21年4月14日（火）午前10時
イ 場所 長野県庁 西庁舎303号会議室
 - (3) 郵便入札の可否
郵便による入札は、受け付けません。
 - (4) 入札者に要求される事項
この入札に参加を希望する者は、入札説明書に定める必要事項について説明した書類を、平成21年4月7日（火）午後5時までに上記3の場所に提出してください。この場合において、開札日の前日までに必要な証明書等の照会があったときは、入札に参加を希望する者の負担において説明してください。
 - (5) 入札保証金
政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。
 - (6) 契約保証金
政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。
 - (7) 入札の無効
規則第129条各号に該当する入札書は、無効とします。
 - (8) 契約書作成の要否
必要とします。
 - (9) 落札者の決定方法
予定価格の制限の範囲内に達した入札であって、最低の価格をもってした者を落札者として決定します。
 - 5 その他
 - (1) 本件入札は、平成21年4月1日以降で当該予算の執行が可能となったときに、入札の効力が生じます。
 - (2) 詳細は、入札説明書によります。

産業政策課

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）附則第5条第1項の規定による変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書及び添付書類を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成21年3月30日

長野県知事 村井 仁

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
カワチ薬品 塩尻店
塩尻市大門並木町1100-3 他
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称（氏名）及び住所
株式会社 住建 松本市双葉14-18
樋口 育 秀 塩尻市広丘高出1725-3
- 3 変更しようとする事項

- (1) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
(変更前) 1,700平方メートル
(変更後) 1,616平方メートル

- (2) 駐輪場の位置
届出書に添付された図面のとおりに

- (3) 廃棄物等の保管施設の位置
届出書に添付された図面のとおりに

- (4) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

	変更前（箇所）	変更後（箇所）
入口	8	7
出口	8	7
合計	16	14

位置は届出書に添付された図面のとおりに

- 4 変更する年月日
(1)~(3) 平成21年11月7日
(4) 平成21年3月7日
- 5 届出年月日
平成21年3月6日
- 6 届出書及び添付書類の縦覧の場所
長野県商工労働部産業政策課又は長野県松本地方事務所商工観光課
- 7 縦覧の期間
平成21年3月30日から平成21年7月30日まで
- 8 意見書の様式
長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱（平成12年5月19日付け12産振第137号）様式第8号による。
- 9 意見書の提出先
長野県商工労働部産業政策課又は長野県松本地方事務所商工観光課

産業政策課

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）附則第5条第1項の規定による変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書及び添付書類を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成21年3月30日

長野県知事 村井 仁

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
アップルランド 寿店
松本市大字松原42-13 外
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称（氏名）及び住所
株式会社 アップルランド
松本市大字今井7155-28
- 3 変更しようとする事項

- (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

小売業を行う者の氏名又は名称	変更前		変更後	
	開店時刻	閉店時刻	開店時刻	閉店時刻
株式会社 アップルランド				
小野寺 勝彦	午前10時	午後9時	午前9時	午後11時
牧野 靖三				

- (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

駐車場	変更前	変更後
	午前9時30分～午後9時30分	午前8時30分～午後11時30分

- 4 変更する年月日
平成21年3月19日
- 5 届出年月日
平成21年3月6日
- 6 届出書及び添付書類の縦覧の場所
長野県商工労働部産業政策課又は長野県松本地方事務所商工観光課
- 7 縦覧の期間
平成21年3月30日から平成21年7月30日まで
- 8 意見書の様式
長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱（平成12年5月19日付け12産振第137号）様式第8号による。
- 9 意見書の提出先
長野県商工労働部産業政策課又は長野県松本地方事務所商工観光課

産業政策課

公告

木曽郡木曽町における県営木曽中部地区小野換地区土地改良事業の施行に伴う換地計画に基づく換地処分を、平成21年3月23日行いました。

平成21年3月30日

長野県知事 村井 仁

農地整備課

公告

木曽郡木曽町における県営木曽中部地区中村換地区土地改良事業の施行に伴う換地計画に基づく換地処分を、平成21年3月23日行いました。

平成21年3月30日

長野県知事 村井 仁

農地整備課

公告

木曽郡上松町における県営上松地区倉本換地区土地改良事業の施行に伴う換地計画に基づく換地処分を、平成21年3月23日行いました。

平成21年3月30日

長野県知事 村井 仁

農地整備課

公告

木曽郡上松町における県営上松地区最中下換地区土地改良事業の施行に伴う換地計画に基づく換地処分を、平成21年3月23日行いました。

平成21年3月30日

長野県知事 村井 仁

農地整備課

公告

木曽郡上松町における県営上松地区高倉換地区土地改良事業の施行に伴う換地計画に基づく換地処分を、平成21年3月23日行いました。

平成21年3月30日

長野県知事 村井 仁

農地整備課

公告

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第7条第1項の規定により、第2期特定鳥獣保護管理計画（ニホンザル）を定めましたので、同条第7項において準用する同法第4条第4項の規定により次のとおり公表します。

平成21年3月30日

長野県知事 村井 仁

- 1 名称
第2期特定鳥獣保護管理計画（ニホンザル）
- 2 計画期間
平成21年4月1日から平成26年3月31日まで
- 3 計画の目的
科学的・計画的な保護管理により、ニホンザルと人との緊張感あるすみ分けを図り、「ニホンザルの地域個体群の長期にわたる安定的維持」及び「農林業被害の軽減」を図る。
- 4 計画の対象地域
長野県全域
- 5 計画書の閲覧場所
長野県林務部森林づくり推進課野生鳥獣対策室及び各地方事務所林務課
- 6 問い合わせ先
長野県林務部森林づくり推進課野生鳥獣対策室
(電話) 026 (235) 7273

森林づくり推進課野生鳥獣対策室

公告

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第21条第1項の規定により、次の土地区画整理組合の設立を認可しました。

平成21年3月30日

長野県知事 村井 仁

- 1 組合の名称
諏訪市飯島土地区画整理組合
- 2 事業施行期間
平成21年3月19日から平成28年3月31日まで
- 3 施行地区
諏訪市大字四賀字柳元通、字塚田通、字神宮寺道下通、字猫作通、字ヲッポリ通、字小舟作通、字御領瀬通、字猿白通、字八田通の各一部
- 4 事務所の所在地
諏訪市高島一丁目22番30号 諏訪市役所内
- 5 設立認可の年月日
平成21年3月19日
- 6 事業年度
毎年4月1日から翌年3月31日まで
- 7 公告の方法
諏訪市役所の掲示板に掲示する

都市計画課

公告

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第21条第1項の規定により、次の土地区画整理組合の設立を認可しました。

平成21年3月30日

長野県知事 村 井 仁

- 1 組合の名称
安曇野市穂高駅西地区土地区画整理組合
- 2 事業施行期間
平成21年3月24日から平成23年3月31日まで
- 3 施行地区
安曇野市穂高の一部
- 4 事務所の所在地
安曇野市豊科4932番地46 安曇野市役所都市建設部都市計画課内
- 5 設立認可の年月日
平成21年3月24日
- 6 事業年度
毎年4月1日から翌年3月31日まで
- 7 公告の方法
事務所及び安曇野市穂高総合支所に掲示する

都市計画課

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更認可の告示がありましたので、同法第66条の規定により、次のとおり公告します。

平成21年3月30日

長野県知事 村 井 仁

- 1 都市計画事業の種類及び名称
須坂都市計画道路事業 3・5・3号駅前線
- 2 施行者の名称
長野県
- 3 事務所の所在地
須坂建設事務所（須坂市大字須坂字中繩手1699-11）
- 4 事業地の所在
 - (1) 収用の部分
変更なし
 - (2) 使用の部分
なし

都市計画課

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条の規定により許可した次の開発行為に関する工事が完了しました。

平成21年3月30日

長野県松本地方事務所長 鎌 田 泰太郎

- 1 許可番号 平成20年11月4日
長野県松本地方事務所指令20松地建第31-6号

- 2 開発区域又は工区に含まれる地域の名
安曇野市穂高柏原2261-1、5021、5022、5008の内
- 3 開発許可を受けた者の住所及び氏名
安曇野市穂高6032-20
穂高観光株式会社 代表取締役 横 山 甲

建築指導課

公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成21年3月30日

長野県立須坂病院長 齊 藤 博

- 1 入札に付する事項
 - (1) 調達をする物品等及び数量
オーダリングシステム周辺機器 一式
 - (2) 物品等の特質
仕様書のとおり
 - (3) 納入期限
平成21年6月1日
 - (4) 納入場所
長野県立須坂病院
 - (5) 入札方法
価格の総額について行います。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該加算した金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載してください。
- 2 入札に参加する者に必要な資格
次のいずれにも該当する者であることとします。
 - (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項又は財務規則（昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。）第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。
 - (2) 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格（昭和59年長野県告示第60号）の別表の「物件の買入れ」の欄の等級区分がAに格付されている者であること。
 - (3) 長野県総務部長から管理その他の委託及び物品購入等入札参加資格者に係る指名停止要領（平成11年4月1日付け11管第35号）に基づく指名停止を受けている期間中の者でないこと。
 - (4) 調達をする物品等に関し、アフターサービス及びメンテナンス（保守及び管理）を迅速に行う体制が整備されている者であること。
 - (5) その他仕様書に記載されている技術的要件を満たす者であること。
- 3 入札手続等
 - (1) 担当する所の名称及び所在地
ア 場所 郵便番号 382-0091
須坂市大字須坂1332
長野県立須坂病院 事務部総務係
イ 電話 026(245)1650 内線 3110

- (2) 入札説明書の交付期間及び場所
 - ア 交付期間
平成21年 3 月30日(月) から 5 月 8 日(金) までの日曜日、土曜日及び祝日を除く毎日午前 9 時から午後 5 時まで
 - イ 交付場所
(1)の場所
- (3) 一般競争入札参加資格確認申請書及び同添付書類等(以下「確認申請書等」という。)の受付期間、受付場所及び提出方法
 - ア 受付期間
平成21年 4 月23日(木) 及び 4 月24日(金) の午前 9 時から午後 5 時まで
 - イ 受付場所
(1)の場所
 - ウ 提出方法
持参の上、1 部提出してください。
- (4) 入札説明会
実施しません。
- (5) 入札及び開札の日時及び場所
 - ア 日時 平成21年 5 月11日(月) 午後 2 時
 - イ 場所 長野県立須坂病院 北棟 4 階講堂
- (6) 郵送による入札書の受領期限及び提出場所
 - ア 日時 平成21年 5 月 8 日(金) 午後 5 時(必着)
 - イ 場所 (1)の場所
- 4 その他
 - (1) 契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
 - (2) 入札保証金
政令第167条の 7 第 1 項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第 2 項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。
 - (3) 契約保証金
政令第167条の16第 1 項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第 2 項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。
 - (4) 入札の無効
規則第129条各号に該当する入札書は、無効とします。
 - (5) 落札者の決定方法
予定価格の制限の範囲内に達した入札であって、最低の価格をもってした者を落札者として決定します。
 - (6) 契約書作成の要否
必要とします。
 - (7) 一般競争入札参加資格の格付を受けていない者の参加
2 の(2)に掲げる一般競争入札参加資格の格付を受けていない者であっても、3 の(3)の確認申請書等を提出できますが、入札に参加するためには、入札の日までに当該参加資格の格付を受け、当該格付を受けたことを確認できる書類を提出してください。
 - (8) その他
 - ア 本件入札は、平成21年 4 月 1 日以降で当該予算の執行が可能となったときに、入札の効力が生じます。
 - イ 詳細は、入札説明書及び仕様書のとおりです。

- 5 Summary
 - (1) Nature and quantity of the products to be purchased:
Ordering System Peripheral Device 1 set
 - (2) Delivery deadline:
June 1, 2009
 - (3) Delivery place:
Nagano Prefectural Suzaka Hospital
 - (4) Contact place for information about the tender ; description / conditions / and other inquires:
General affairs section, Nagano Prefectural Suzaka Hospital
1332 Oaza- Suzaka Suzaka City Nagano Prefecture
Zip Code 382-0091
TEL: 026 (245)1650 Extension 3110
 - (5) Time and Place for the tender:
Time: 2:00 p.m. May 11, 2009
Place: The Fourth floor auditorium of north building, Nagano Prefectural Suzaka Hospital
 - (6) Time limit of tender by mail and the delivery location:
Time: 5:00 p.m. May 8, 2009
Place: General affairs section, Nagano Prefectural Suzaka Hospital
1332 Oaza- Suzaka Suzaka City Nagano
Prefecture Zip Code 382-0091

病院事業局

公告

水道法(昭和32年法律第177号)第16条の 2 第 1 項の規定により、指定給水装置工事事業者を次のとおり指定しました。

平成21年 3 月30日

長野県公営企業管理者職務執行者

長野県企業局長 山 田 隆

名 称	所 在 地	指 定 年月日
株式会社 長野総合設備	長野市若穂川田1674番地2	平成21年 3 月24日
新生管業	上田市殿城1802番地27	平成21年 3 月24日
有限会社 テクノ安曇野	北安曇郡池田町大字会染3711番地 9	平成21年 3 月24日

事業課

公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成21年3月30日

長野県小諸養護学校長 白井裕之

1 入札に付する事項

(1) 調達をする役務

小諸養護学校スクールバス車両管理及び運転業務

(2) 役務の特質

入札説明書及び仕様書のとおりです。

(3) 履行期間

平成21年4月4日から平成22年3月31日まで

(4) 履行場所

長野県小諸養護学校

(5) 入札方法

価格の総額について行います。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該加算した金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当する者であることとします。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項又は財務規則（昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。）第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。

(2) 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格（昭和59年長野県告示第60号）の別表の「その他の契約」の欄の等級区分がA又はBに格付けされている者であること。

(3) 長野県総務部長から、管理その他の委託及び物品購入等入札参加資格者に係る指名停止要領（平成11年4月1日付け11管第35号）に基づく指名停止を受けている期間中の者でないこと。

(4) 長野県内に本店、支店又は営業所を有する者であること。

3 入札説明書の交付場所、契約条項等を示す場所及び問い合わせ先

小諸市大字市字中原824-3

長野県小諸養護学校

電話 0267 (22) 6300

4 入札手続等

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時 平成21年4月4日(土) 午前9時30分

イ 場所 長野県小諸養護学校 第2会議室

(3) 郵便入札の可否

郵便による入札は、受け付けません。

(4) 入札者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、入札説明書に定める必要事項について説明した書類を、平成21年4月1日(水)午後2時までに提出してください。この場合において、開札日の前日までの間に必要な証明書等の照会があったときは、入札に参加を希望する者の負担において説明してください。

(5) 入札保証金

政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(6) 契約保証金

政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(7) 入札の無効

規則第129条各号に該当する入札書は、無効とします。

(8) 契約書作成の要否

必要とします。

(9) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内に達した入札であって、最低の価格をもってした者を落札者として決定します。

6 その他

詳細は、入札説明書及び仕様書のとおりです。

特別支援教育課



長野県訓令第1号

長野県教育委員会訓令第1号

本庁内部部局
教育委員会事務局

長野県統計調査調整規程〔昭和52年長野県訓令第8号
昭和52年長野県教育委員会訓

令第4号〕の一部を次のように改正し、平成21年4月1日から施行します。

平成21年3月30日

長野県知事 村井 仁

長野県教育委員会

第2条第1号を次のように改める。

(1) 統計法（平成19年法律第53号）第2条第6項に規定する基幹統計調査（以下「基幹統計調査」という。）

第2条第4号中「前3号」を「前4号」に改め、同号を同条第5号とし、同条第3号中「前2号」を「前3号」に改め、同号を同条第4号とし、同条第2号中「第8条第1項」を「第24条第1項」に改め、同号を同条第3号とし、同条第1号の次に次の1号を加える。

(2) 統計法第2条第7項に規定する一般統計調査（以下「一般統計調査」という。）

第2条の2第1項中「教育振興課長」を「教育総務課長」に改める。

第3条第1項中「指定統計調査及び届出統計調査」を「基幹統計調査及び一般統計調査」に、「委任」を「委託」に改める。